

高石市教育委員会定例会会議録

(平成 28 年 6 月定例会)

開会及び閉会の年月日時

開 会	平成 28 年 6 月 8 日午後 3 時 08 分
閉 会	平成 28 年 6 月 8 日午後 3 時 43 分

会議に出席した者の職及び氏名

委 員	委 員 長 : 佐 野 慶 子 委員長職務代理者 : 西 中 隆 委 員 : 西 村 陽 子 委 員 : 吉 村 文 一 教 育 長 : 藤 原 一 広
事務局職員	教 育 部 長 : 木 寄 茂 巳 教育部理事兼次長 : 細 越 浩 嗣 教育部次長兼社会教育課長 : 上 田 庸 雄 教育部次長兼こども家庭課長 : 池 治 久 美 子 教 育 総 務 課 長 : 西 川 浩 二 学 校 教 育 課 長 : 吉 田 種 司 学校教育課長代理兼人権教育推進室長 : 清 水 寛 之 教育研究センター所長 : 中 野 雅 博 子 育 て 支 援 課 長 : 神 志 那 隆 社会教育課長代理兼たかいし市民文化会館館長 : 田 中 正 博 社会教育課長代理兼中央公民館館長 : 石 田 俊 彦 教育総務課長代理兼総務管理係長 : 山 本 敬 司 教 育 総 務 課 主 任 : 前 川 恭 徳

議題及び議事の要旨及び議決事項

・ 議案第 1 号 高石市立幼稚園再編等検討委員会委員の委嘱について

教育総務課長	この議案は、高石市立幼稚園再編等検討委員会設置規則第3条の規定に基づき、候補者名簿のとおり高石市立幼稚園再編等検討委員会委員を委嘱するものである。 委嘱年月日は、平成28年6月8日である。委員については、学識経験者として、大学教授の中西利恵氏、同じく大学教授の畠中宗一氏、学校教育関係者として、市立小中学校長会長の木勢校長、幼児教育関係者として、浜寺幼稚園園長の倉本富美子園長、高石市立幼稚園園長会長の林陽子園長、保護者代表として、高石市PTA連絡協議会副会長で、高陽幼稚園PTA会長の松田亜紀氏、以上の6名である。
吉村委員	委員候補の中西先生と畠中先生の所属を詳しく教えてほしい。二人は他の市の委員も委嘱していたのではないか。
教育総務課長	中西先生は相愛大学人間発達学部の教授であり、畠中先生は、関西福祉科学大学社会福祉学部の教授である。 本市においては、子ども・子育て会議で畠中先生が会長、中西先生は副会長を務めている。 専門については、中西先生は子供発達科学、畠中先生は家庭臨床福祉の専門である。
採決	可決。

・議案第2号 平成28年度高石市学校評議員の委嘱について

学校教育課長	<p>高石市立小学校及び中学校の管理運営規則第3条の4第3項の規定に基づき、候補者名簿のとおり学校評議員を委嘱するものである。</p> <p>高石市学校評議員実施要項において、小学校及び中学校に学校評議員を置き学校運営の透明性を高めるとともに、学校が保護者、地域住民等の意向を把握し、その信頼に応え、家庭や地域と連携しながら開かれた学校づくりを推進していくことを目的とし、校長の推薦により教育委員会が委嘱をしている。</p> <p>このたび、各小・中学校の校長より推薦者名簿が提出された。</p> <p>なお、任期については、委嘱された日からその日の属する会計年度の末日までとなっている。</p>
西中委員長 職務代理者	評議員の定数は何人なのか。
学校教育課長	評議員について、実施要綱で定数は10名以内となっている。
西中委員長 職務代理者	可能であれば、ある程度の数の方に評議員として就任してもらい、学校について様々な意見をいただきたい。できるだけ適正な人数になるように、指導してもらえればと考える。
採決	可決

・議案第3号 高石市いじめ防止対策推進委員会委員の委嘱について

学校教育課長	<p>高石市いじめ防止対策推進委員会条例第3条第2項に基づき、適切にいじめ問題に対処する公平性、また中立性を確保するといった観点から、また専門的な知識及び経験を有する者を委員にとということで、委嘱者候補者名簿のとおり5名の方にいじめ防止対策推進委員会委員の委嘱をしたいと考えている。</p> <p>委嘱日は、平成28年7月1日とし、任期は委嘱された日から1年の平成29年6月30日までである。</p>
西中委員長 職務代理者	委員委嘱の理由として、調査、いじめの対策、防止対策について調査・審議するということと、重大事態が起きたときの調査を行うという、2つの仕事があるのか。
学校教育課長	条例により所掌事務として、この委員会は、高石市教育委員会の諮問に応じて、いじめの防止等のための対策、その他教育委員会が必要と認める事項について調査・審議し、答申することとなっているが、この調査については、重大事態についての調査になると考えている。
採決	可決。

・議案第4号 高石市いじめ防止対策推進委員会への諮問について

学校教育課長	議案第3号にて委員委嘱の承認された高石市いじめ防止対策推進委員会に対し、高石市いじめ防止対策推進委員会条例第2条に基づき、平成28年4月に策定された高石市いじめ防止基本方針の実施について審議するため、諮問することを承認いただくものである。
西村委員	推進委員会の審議の予定はどうか。
学校教育課長	委員会については、各学期1回程度の開催を考慮しており、年3回を予定している。
	今後、日程調整し、7月1日以降早々に第1回の対策推進委員会を開催

	し、各学期に今年度は3回を考えている。
採決	可決。

・報告第1号 市長からの意見聴取について

教育総務課長	<p>本報告は、市長が平成28年第2回高石市議会定例会に提出する議案について地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、市長から意見を求められた議案のうち教育委員会に係る部分について時間的余裕がないことから、やむを得ず、高石市教育委員会通則第2条第3項に基づき異議がないものとして教育長が臨時に代理したので、同条同項の規定に基づき、報告するものである。</p>
社会教育課長	<p>報告第1号、高石市消費生活センター条例についてである。</p> <p>高石市消費生活センターの施設については、市長部局の経済課が所管している施設である。これは、教育委員会が管理運営をしている、たかいし市民文化会館の中にあり、市民文化ホール、生涯学習センター、図書館、消費生活センターの4つの施設をもって構成されている。その消費生活センターが市民文化会館から市庁舎へ移転するため、市民文化会館条例の消費生活センターの関係する部分を削除し、新たに消費生活センター条例として設置をするものである。</p> <p>次に、平成27年度高石市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、平成28年2月の教育委員会の定例会において、図書館長から生涯学習センターのこどもプラザのプレイルーム、スタディールームの区分を見直し、リニューアル等を行い、子育て世代ウエルカムステーション事業について説明を行った。</p> <p>また、平成28年3月の教育委員会定例会において、平成27年度の一般会計補正予算として、子育て世代ウエルカムステーション事業の予算2,490万円の説明済みであるが、この件について、高石市が国へ補助金の申請をしたもののうち、子育て世代ウエルカムステーション事業については事業の採択がされなかったため、平成28年度へ2,490万の繰り越しを行わずに処理をしたものについての報告となっている。</p> <p>この件については、以前、繰越明許の中に子育てウエルカムステーションの項目を挙げていたが削除したという報告である。</p> <p>次に、平成28年度高石市一般会計補正予算についてである。子育て世代ウエルカムステーション事業については、事業内容の見直しを行い、また国や府の補助金を活用し、生涯学習センターのこどもプラザ、情報コーナー及び消費生活センターの部分をキッズルーム、子育て支援ルーム、情報コーナーにリニューアルをし、子供の遊び場スペース等を拡充し、遊びや体験を通じて学べる大型遊具の設置や、子育て支援などに関する情報提供などを行うための指定管理者への指定管理委託料の予算となっている。総額は3,110万1,000円である。</p> <p>次に高石市民文化会館条例の一部改正についてである。この条例改正は、たかいし市民文化会館の生涯学習センターにおいて子育て世代ウエルカムステーション事業を実施するに当たり、生涯学習センターにおける施設区分の見直し、キッズルームと子育て支援ルームを設置するというものである。あわせて、キッズルームの利用にあたり、利用料金の上限を定め、利用料金を設定することが必要となるので、本条例の一部を改正するものである。</p>
子育て支援課長	<p>子育て世代ウエルカムステーション事業の関連事業について、主として教育に関する部分ではないが、民生費の社会福祉費、社会福祉総務費において、子育て世代のボランティア活動に関心のある方について講習、実地研修等を行うことにより、子育て世代のサポーターとして育成</p>

	していくための委託事業として、381万3,000円を計上している。
教育総務課長	次に教育委員会委員の任命について、議案第7号は佐野委員の任期満了による、議案第8号は西村委員の任期満了による後任の任命について議会の同意を求めるものである。 以上、市長からの意見を求められた議案のうち、教育委員会に係る部分について高石市教育委員会通則第2条第3項に基づき異議がないものと臨時代理したので報告する。
吉村委員	プラザスタディールームのかわりにキッズルームの使用料というのが規定されているが、スタディールームに代替となる場所の提供というのは考えているのか。
社会教育課長	今回のこの条例の改正において、現在スタディールームを利用している方々の利用場所については、この市民文化会館の4階にある会議室の利用や、同じフロア3階の音楽室の利用について案内をしている。
西村委員	今回、消費生活センターが本庁のほうへ移転する理由があるのか。
社会教育課長	消費生活センターについては経済課の所管となるが、相談件数について、平日と比較し、土曜日の相談件数が少なくなっている。また、平日における相談体制の充実の部分については、市役所は市の中心にあるので、その中心となる場所に移転することにより、効率的・効果的に市民の利便性の向上を図れるということで総合的に判断した結果、移転すると聞いている。
西村委員	消費生活センターが移転するため、その結果スペースがあいたので利用するというのが今回の計画なのか。
社会教育課長	その通りである。
西中委員長 職務代理者	高石市消費生活センター条例というのが制定されているが、高石市文化会館条例の第26条以降そのまま同じ内容で制定されたと考えてよいのか。
社会教育課長	その通りである。中身について変更はない。
佐野委員長	承認する。

・報告第2号 教育委員会の後援等に関する報告について

各課長	後援承認したものについて説明。
各委員	質問なし。
佐野委員長	承認する。

・報告第3号 教育委員会関係諸行事等の報告について

各課長	平成28年5月18日から6月7日までの行事について説明。
各委員	質問なし。
佐野委員長	承認する。

その他委員長が必要と認めた事項

各委員	意見なし。
佐野委員長	これで閉会とする。